

上越市企業職員の給与の種類、金額及び支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月30日

上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

#### 上越市ガス水道事業管理規程第8号

上越市企業職員の給与の種類、金額及び支給に関する規程の一部を改正する規程

上越市企業職員の給与の種類、金額及び支給に関する規程（昭和47年上越市ガス水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視、当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）又は巡回監視若しくは応急作業等に相当するものとして管理者が認める作業 次の表に定める額

作業の区分	手当の額
巡回監視	1日につき600円
応急作業等	1日につき850円
巡回監視又は応急作業等に相当するものとして管理者が認める作業	1日につき750円

備考 次に掲げる場合の巡回監視及び応急作業等の手当の額は、この表に定める額にそれぞれ次に定める額（同一の日において次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するときは、(イ)に定める額）を加算した額とする。

- (ア) 日没時から日出時までの間において行われた場合 この表に定める額の100分の50に相当する額

- (イ) 著しく危険である区域（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一の区域を含む。）であって管理者が認めるものをいう。）で行われた場合 この表に定める額の100分の100に相当する額

第12条第1項第3号中「1月につき2,500円」を「1日につき130円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。